

# 社団法人 全国宅地建物取引業保証協会三重本部規則

## 第 1 章 名称及び事務所

(名 称)

第 1 条 この地方本部は、社団法人全国宅地建物取引業保証協会三重本部という。

(事 務 所)

第 2 条 この地方本部（以下当本部という）の事務所を三重県津市に置く。  
2 当本部は、その運営を円滑にするため、必要に応じて支部をおくことができる。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 当本部は、社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下本会という）の行う事業を円滑に推進することを目的とする。

(業 務)

第 4 条 当本部は、前条の目的を達成するため次の業務を行う。  
(1) 会員の入退会に関する業務  
(2) 弁済業務及び一般保証業務に関する業務  
(3) 苦情解決業務  
(4) その他定款第 4 条に定める事業の目的を達成するために必要な業務

## 第 3 章 所属会員

(種 別)

第 5 条 当本部に所属する正会員は、定款第 5 条による正会員のうち、本県内に主たる事務所を有するものとする。  
2 正会員の従たる事務所で、本県内に所在するものは、準会員とする。

(入会手続)

第 6 条 当本部は、本会への入会申込みを受けたときは、次の手続を経て会長に申請する。  
(1) 所定の入会申込書に誓約書を付して申し込むものとする。  
(2) 本部長は、審査機関の審査を経て適格者を会長宛申請する。  
(3) 審査機関の構成及び審査の方法は、実状に応じて本部長が定める。

(4) 入会審査基準は、別に定める。

**(会員の資格喪失後の処理)**

**第7条** 定款第7条(会員の資格喪失)及び第8条の退会については、その該当者を速やかに本部長より会長宛届け出るものとする。

2 資格喪失に伴う会員之証等の返還は、当本部において行う。

## 第4章 役員

**(種別)**

**第8条** 役員は、次のとおりとする。

- |          |     |
|----------|-----|
| (1) 本部長  | 1名  |
| (2) 副本部長 | 若干名 |
| (3) 常任幹事 | 若干名 |
| (4) 幹事   | 若干名 |
| (5) 監査   | 若干名 |

**(選任)**

**第9条** 役員を選出は、社団法人三重県宅地建物取引業協会(以下「業協会」という。)役員選出の規定を準用する。

**(職務)**

**第10条** 本部長は当本部を代表し、その会務を統轄する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故ある時又は本部長が欠けたときはあらかじめ本部長が指名した順序により、その職務を代行する。

3 常任幹事は、本部の常務を処理する。

4 幹事は本部運営の執行に当る。

**(幹事の分掌)**

**第11条** 当本部の運営を円滑にするため、幹事の執行分掌を次のとおりとする。

- |             |
|-------------|
| (1) 総務      |
| (2) 財務      |
| (3) 苦情の解決業務 |
| (4) 弁済業務    |
| (5) 一般保証業務  |
| (6) 入会審査委員会 |

**(任期)**

**第12条** 役員任期は、業協会役員任期と同一とする。

**(解任等)**

**第13条** 役員解任、補欠選任は定款第18条、第19条の規定を準用する。

**(顧問・相談役)**

**第14条** 当本部に顧問・相談役を置くことができる。

2 顧問、相談役は本部長が推薦し、幹事会の承認を得て委嘱する。

## 第5章 会 議

(種 別)

**第15条** 会議は、総会、幹事会及び常任幹事会とする。

(構 成)

**第16条** 当本部総会は、正会員をもって構成する。

2 幹事会は、幹事をもって構成する。

3 常任幹事会は、本部長、副本部長、常任幹事をもって構成する。

(権 能)

**第17条** 当本部総会は、当本部の次の事項を議決する。

(1) 本会の事業計画を推進する事項

(2) 本会の役員、推薦及び代議員の選出に関する事項

(3) 当本部役員を選任に関する事項

(4) 当本部の決算に関する事項

(5) その他の重要事項

2 幹事会は、次の事項を審議する。

(1) 当本部総会に提出する議案に関する事項

(2) 当本部総会決議の執行に関する事項

(3) 本会に対する建策及び事業の推進に関する事項

(4) その他当本部総会の議決を要しない当本部事業の執行に関する事項

3 常任幹事会は、次の事項を処理する。

(1) 総会及び幹事会の議決したことの執行に関する事項

(2) 幹事会に付議すべき事項の審議

(3) 入会の審査に関する事項

(4) 当本部の予算に関する事項

(5) その他総会、幹事会の議決を要しない事項

4 入会審査委員会は入会申込みについて審査し、常任幹事会に対し適否の上申をするものとする。審査委員の数及び構成は幹事会において定める。

5 苦情の解決業務委員会は、苦情の解決申出につき事情調査を行い、その解決をはかる。又、事情調査に基づいた認証申請の原案を作成する。苦情の解決業務委員会の構成は幹事会において定める。

(開 催)

**第18条** 定時総会は地方本部長が招集し、毎年会計年度終了後60日以内に開催するものとする。

2 臨時総会は幹事会が必要と認めた時又は当本部正会員の5分の1以上若し

くは監査から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、開催する。

3 幹事会は本部長が必要と認めたとき、又は幹事総数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、開催する。

4 常任幹事会は、本部長が必要と認めたときに開催する。

(議事録及び定足数等)

**第19条** 議長、定足数、議決、書面表決、議事録等の規定は本会定款第27条より第31条の規定を準用する。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

**第20条** 当本部の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 中央本部交付金
- (2) 寄付金品
- (3) その他の収入

2 当本部の経費は資産をもって支弁する。

(資産の管理)

**第21条** 資産は本部長が管理し、その方法は幹事会の議決を経て本部長が定める。

(予算及び決算)

**第22条** 当本部の収支予算は本部長が、中央本部提出前に開催する常任幹事会の議決を経て定め、収支決算は、毎年度終了後60日以内に監査を経て当本部総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

**第23条** 当本部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

## 第7章 事務局

(事務局)

**第24条** 当本部に事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置く。
- 3 事務局長及び職員は、業協会の事務局長及び職員を兼ねることができる。
- 4 事務局長及び職員の任免は、幹事会の同意を得て本部長が行う。
- 5 事務局長は、幹事をもって充てることができる。
- 6 事務局長及び職員は有給とする。
- 7 前6項に定めるもののほか、事務局に関する事項は本部長が幹事会の議決を経て別に定める。

## 第 8 章 雑 則

### (細 則)

**第25条** この規則の施行について必要な事項は、本部長が幹事会の決議を得て別に定める。この規則に定めのない事項については、幹事会の決するところによる。

### 附 則

- 1 この規則は昭和47年12月15日より施行する。
- 2 当本部発足当初の役員の任期は、業協会の役員の任期と同じとする。
- 3 設立当初の入会については第6条第1項の規定にかかわらず、当該業協会会長の推薦をもって正会員2名の推薦に代るものとする。
- 4 昭和48年8月2日一部改正、同日施行
- 5 昭和56年11月5日一部改正、同日施行
- 6 昭和57年11月24日一部改正、同日施行
- 7 平成7年11月1日一部改正、同日施行(第11条幹事の分掌、第17条権能)
- 8 平成15年10月20日第4条(事務→業務)、第11条(7)削除、第17条5追加、第17条6削除、第18条(55日→60日)、第22条(55日→60日)
- 9 平成20年12月9日一部改正(第17条第1項第4号 予算の削除、第25条 細則の変更)同日施行
- 10 平成22年3月26日一部改正(第6条第1項第4号、第16条変更、第17条第3項第4号追加、第19条、第22条変更)同日施行